

# ○飯塚市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領

平成24年3月30日

飯塚市告示第123号

## 第1 目的

この要領は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条及び飯塚市墓地等の経営の許可等に関する規則(平成24年飯塚市規則第18号。以下「規則」という。)に関し必要な事項を定め、適切かつ円滑な行政の執行を図ることを目的とする。

## 第2 墓地等の経営の永続性及び非営利性の確保

墓地、納骨堂及び火葬場(以下「墓地等」という。)の経営については、これらの施設の性格上、永続性及び非営利性の確保の観点から、原則として、次に掲げる事項に従うものとする。

### 1 経営主体

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人又は公益法人
- (3) 墓地等が災害の発生又は公共事業の実施に伴い移転する場合にあっては、当該墓地等を現に経営している者
- (4) 既存の地区有(共同)墓地を変更する場合にあっては、墓地管理組合等当該墓地を現に経営している者
- (5) 既存の地区有(共同)納骨堂を同一敷地内で変更し、又は改築する場合にあっては、納骨堂管理組合等当該納骨堂を現に経営している者
- (6) 既存の個人墓地にあっては、当該墓地を承継する者

### 2 敷地等

墓地等の敷地は、原則として自己所有であり、かつ、抵当権等の制限物件が設定されていないこと。ただし、やむを得ず借地等する場合にあっては、次のとおりとする。

- (1) 許可後速やかに譲渡する旨の確約がある場合
- (2) 墓地等の敷地として使用させる旨の所有者の承諾書がある場合

### 3 墓地の規模

- (1) 地方公共団体が経営する場合は、将来の計画等を考慮して必要な規模とすること。
- (2) 公益法人が経営する場合は、飯塚市及び近隣市町の墓地計画に合致し、墓

地需要予測に基づく必要な規模とすること。

- (3) 宗教法人が経営する場合は、檀信徒の数、利用希望者数等を考慮して必要な規模とすること。

#### 4 資金計画等

- (1) 資金計画が健全であること。  
(2) 永代使用料及び管理料が妥当であること。

例) 墓地の場合

$$\text{永代使用料} / \text{m}^2 = \frac{\text{総事業費(用地取得費+造成費+借入金利等)}}{\text{墓地面積}}$$

$$\text{管理料} / \text{m}^2 = \frac{\text{維持管理費+減価償却費}}{\text{墓地面積}}$$

- (3) 借入金については、金融機関以外の特定の者に集中していないこと。

例) 造成・開発業者、石材店等

- (4) 維持管理の方法が適切であること。

### 第3 墓地等の設置場所及び構造設備の基準

#### 1 墓地

##### (1) 設置場所

- ア 住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所（以下「住宅等」という。）から100メートル以上離れていること。  
イ 河川、海又は湖沼に近接していないこと。  
ウ 飲料水を汚染しない土地であること。

注1 制限距離を測定する場合は、墓地の区域の境界からの水平距離とする。

- 2 住宅等には当該施設の敷地を含むが、敷地とは通常使用されている範囲とする。

##### (2) 構造設備

- ア 墓地を区別する障壁又は垣根は、墓地内にみだりに人や動物が出入りできない構造とし、周辺的环境に調和したものであること。  
イ 墓地内の通路は、コンクリート、石等で築造するか砂利を敷く等ぬかるみにならない構造で、幅員は1メートル以上であること。

ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。

## 2 納骨堂

### (1) 設置場所

ア 墓地又は寺院、教会等の境内地であること。

この場合において、境内地とは、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条第1項第2号から第7号までに規定する土地をいう。

イ 納骨堂の周囲の空地は、建物の外壁から敷地境界までの距離が1メートル以上確保できること。

### (2) 構造設備

ア 外壁及び屋根は耐火構造とすること。

この場合において、耐火構造とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号に規定する鉄筋コンクリート造り、煉瓦造り等をいう。

イ 出入り口の扉は、施錠できる構造であること。

ウ 換気のための設備を設けること。

## 3 火葬場

### (1) 設置場所

ア 住宅等から250メートル以上離れていること。

イ 規則第7条第2項に規定する「火葬場の主たる建物」とは、炉室を含む建物とすること。

注1 制限距離を測定する場合は、前記1の(1)注に準ずること。

### (2) 構造設備

ア 火葬炉には、防じん、防臭の十分な能力を有する装置を設けること。

イ 規則第8条第4号に規定する「その他必要な附属設備」とは、収骨室、遺体保管室、残灰庫、便所、給水設備、ごみ処理設備等をいう。

ウ その他前記1の(2)のアに準ずること。

## 第4 申請書

### 1 経営許可申請

墓地等経営許可申請書(規則様式第1号)には、次の書類を添付して提出すること。

(1) 墓地等の周囲250メートル以内にある道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置並びにこれから墓地等までの距離を示した見取図

(2) 墓地にあっては、その区域を明らかにした図面及び墳墓、道路、障壁等の

## 配置図

(3) 納骨堂及び火葬場にあつては、建物の平面図、立面図、構造仕様書及び配置図

(4) 墓地等の敷地に係る登記事項証明書及び字図の写し

注 土地の一部を墓地等の敷地とする場合は、原則として地積変更登記を要すること。

(5) 墓地等の敷地の丈量図

(6) 墓地等の敷地が借地である場合は、その所有者の承諾書

(7) 申請に係る詳細な理由書

(8) 法人(地方公共団体を除く。)にあつては当該法人の規則、寄附行為又は定款及び登記事項証明書、墓地管理組合にあつてはその規則又は組合員名簿

(9) 申請地に係る関係法令による許可書、許可書等の写し又は申請書の写し

(10) 規則第11条第2項第8号に規定する「その他市長が必要と認める書類」とは、次のとおりとする。

ア 墓地の維持管理の方法を記載した書類

イ 資金計画書

注 資金計画書には、申請者の残高証明、金融機関の融資証明等を添付すること。

ウ 墓地需要見込調書

エ 墓地使用料及び管理料を算定した書類

## 2 変更許可申請

墓地等変更許可申請書(規則様式第2号)には、次の書類を添付して提出すること。

(1) 変更の内容を明らかにした図面

(2) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬の必要性の有無及びその内容(基数、改葬年月日等)を記載した書類

(3) その他前記1の(1)から(10)までに規定した書類

ただし、墓地等の区域又は施設を縮小する場合にあつては、前記1の(1)、(6)、(8)及び(10)に規定した書類は、省略することができる。

## 3 廃止許可申請

墓地等廃止許可申請書(規則様式第3号)には、前記1の(4)、(7)及び2の(2)に規定した書類を添付して提出すること。

## 第5 基準の緩和

- 1 墓地等の設置場所及び構造設備は、規則第3条から第8条までに規定する基準に従うものであるが、墓地等が、災害の発生及び公共事業の実施に伴い移転する場合又は特別な理由がある場合であって、かつ、公衆衛生及び公共の福祉の見地から支障がないときは、墓地等の設置場所及び構造設備の基準を緩和することができる。
- 2 規則第9条に規定する「公共事業」とは、国若しくは地方公共団体の負担又は国の補助により実施する公共的な建設事業及び施設の改良事業をいう。  
例) 道路法(昭和27年法律第180号)に基づく道路新設整備事業  
土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業
- 3 規則第9条に規定する「特別な理由」とは、概ね次のとおりとする。
  - (1) 既存の墓地等の経営者を変更する場合
  - (2) 同一敷地内における納骨堂又は火葬場を改築又は変更する場合
  - (3) 墓地等の設置が、住民の宗教感情に適合し、公衆衛生上必要である場合

## 第6 事務処理

- 1 申請
  - (1) 許可申請に際しては、申請者が計画地の隣接地の所有者及び使用者、近隣住民に対し計画概要を説明し、これらの理解を得るよう指導すること。
  - (2) 他の法令により許可等を要する場合は、原則として申請前にそれらの許可等を受けておくよう指導すること。  
注 他の法令とは、おおむね別表のとおり
  - (3) 申請は、原則として工事着手前に行い、許可後に工事に着手するよう指導すること。
- 2 審査
  - (1) 審査に当たっては、法の趣旨に照らし、墓地等の永続性及び非営利性が確保されるよう留意すること。
  - (2) 申請書は、規則及びこの要領に適合するものであること。
- 3 受理等  
所定の要件を備えているものは、收受印を押して受理すること。
- 4 現地調査  
申請書を受理したときは、設置場所の基準等必要な事項について現地調査すること。

## 第7 届出書等

### 1 みなし許可に係る届出

みなし許可に係る届出は、みなし許可に係る届出書(規則様式第7号)によること。

### 2 工事の完了届出等

工事の完了届は、墓地等工事完了届出書(規則様式第8号)によること。

(1) 届出書を受理したときは、現地確認をすること。

(2) 土地の形状等のやむを得ない理由により許可内容と相違が生じた場合は、記載事項の変更届を提出させること。ただし、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の機能に著しい相違が生じるときは、経営許可を要すること。

(3) 墓地にあって、許可区域を数期にわたり工事をし使用する場合は工期ごとに工事完了届を提出させること。

### 3 記載事項の変更届

申請書に記載された事項に変更が生じた場合は、経営者にその旨を記載した変更届を提出させ、必要に応じて現地確認をすること。

### 4 提出部数

(1) 提出する書類は、正本及びその写しとすること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに福岡県の墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(別表)

根拠法令等名称	条項	規制の内容
建築基準法	第6条	建築物の建築等に関する確認が必要な場合は、建築確認を要する。
	第51条	火葬場を設置しようとする場合で都市計画により決定されないものについては、建築許可を要する。
都市計画法	第29条	建物の建築を伴わない1 ha以上の墓地の新設・拡張は、開発許可を要する。
宅地造成等規制法	第8条	宅地造成工事規制区域内における造成工事は、許可を要する。
森林法	第27条第1項	第25条第1項に規定する保安林の区域内における墓地等の造成は、保安林の指定解除を要する。
	第10条の2	第5条第1項に規定する地域森林計画の対象民有林の区域内における1 haを超える墓地等の造成を行う場合は、開発行為の許可を要する。
	第10条	第5条第1項に規定する地域森林計画の対象民有林の立木を伐採する場合は、届出を要する。
農地法	第4条第5条	第2条第1項に規定する農地に、墓地等を新設・拡張しようとする場合には、農地転用の許可を要する。
自然公園法	第17条第3項	第17条第1項に規定する国立公園又は国定公園の特別地域内に墓地等を新設・拡張しようとする場合は、許可を要する。
	第20条第1項	第20条第1項に規定する国立公園又は国定公園の普通地域内に墓地等を新設・拡張しようとする場合は、許可を要する。
国土利用計画法	第14条第1項	第12条第1項に規定する規制区域内において、所有権・地上権等の権利の移転又は設定を行う場合は、許可を要する。
	第23条第1項	第23条第2項に規定する土地について土地売買等の契約を締結する場合は、届出を要する。